

## 空家対策と相続放棄について

R5.12 兵庫県朝来市都市政策課

空家名義人の相続人にも、空家の管理義務が発生します。

このため、市が空家対策を行う場合、相続人へ対応を依頼することとなります。

(市が行政代執行として解体等を行う場合、相続人から費用を強制徴収することとなります)

※関わっていない(知らない)空家であっても、相続人であれば民法により義務が発生します。

関係がないと法的に認められるには、相続放棄をする必要があります。

### 【注 意】

#### **市の空家対策として相続放棄を推奨しているものではありません。**

市は、対応を求める・費用を請求する相手先を調査しており、相続放棄をされている場合は相手先から外れることから、相続放棄の有無について確認しています。

※ 相続放棄をされた場合は、裁判所発行の申述受理通知書や受理証明書の写しをお送りください。

※ 市は相続人と推定される方を調査し文書をお送りしていますが、誤っている場合はお知らせください。また、同じ条件の御兄弟や親戚の方にもお送りしています。

※ 下記のとおり、相続放棄は、相続人が家庭裁判所へ申し立てる手続であり、市で処理することはできません。

また、相続人にとって有利・簡単な方法で相続放棄をされたい等の相談については、市や家庭裁判所では対応できませんので司法書士や弁護士へお尋ねください。

### 【参 考】

相続放棄は家庭裁判所で手続をする必要があります、「被相続人(亡くなった方)の最後の住所地の家庭裁判所へ、必要書類をそろえて、相続の開始があったことを知ったときから3か月以内にしなければならない」等の決まりがあります。詳細は裁判所HP等を御確認いただくか、家庭裁判所等へ御相談ください(webで「相続の放棄の申述」で検索、又は右記QRコード読み取り)。



※相続放棄の手続は、司法書士や弁護士へ依頼することができます。

### 【関係民法抜粋】

第882条 相続は、死亡によって開始する。

第896条 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

第915条 相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から三箇月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。ただし、この期間は、利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所において伸長することができる。

第918条 相続人は、その固有財産におけるのと同一の注意をもって、相続財産を管理しなければならない。ただし、相続の承認又は放棄をしたときは、この限りでない。